

2024年度 令和6年能登半島地震による入学料減免申請要項

経済的理由等により入学料の納入が極めて困難な方には、本人の申請に基づき、審査の上、減額又は免除（以下「減免」という。）する制度があります。

1 減免対象者

本人又は本人の学資を主として負担している者が令和6年1月1日において、災害適用地域の各市町村に居住しており、被災により入学料の納付に支障を来す者のうち、以下のいずれかに該当する者

- ア 「罹災証明書」の交付を受けられる者のうち、住居が全壊又は半壊の場合
- イ 主たる学資負担者が死亡又は行方不明の場合
- ウ 地震の被害により家計が急変し、世帯の生計が著しく困難である場合

2 申請受付

- (1) 入学料減免申請書類は、入学手続期間に入学手続書類とともに所定の送付先へ郵送してください。
- (2) 既に入学料納付済みの方は下記期日までに指定の送付先へ郵送にて必要書類をご提出ください。
書類受付期間：4月19日（金）【必着】 締切
提出先：〒192-0397
東京都八王子市南大沢1-1
東京都立大学管理部学生課 入学料減免担当宛
TEL：042-677-2373
- (3) 郵送の際、入学料減免申請書類はひとまとめにしてホッチキス等でとめ、他の入学手続書類と紛れないようにしてください。
- (4) 添付書類等が不備の場合は、申請書類を受理しないことがありますのでご注意ください。
- (5) 審査結果は、本人あてに文書で郵送により通知します（4月中旬から下旬頃予定）。また、半額免除者及び不承認者には、納入期限を指定しますので、期日までに必ず納入してください。納入期限を守らない場合は、入学許可を取り消すことがあります。
- (6) 既に入学料の納入を行い、上記「1 減免対象者」に該当する方は、下記までご連絡ください。
(入学料・授業料減免分納担当 genmen-bunnou@jmj.tmu.ac.jp)

3 注意事項

添付書類が不備の場合は、申請書類を受理しないことがありますのでご注意ください。

審査結果は、本人あてに文書で郵送により通知します。減免が決定した学生に対しては、入学料の還付を行います。

高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金の採用候補者の方は、

本申請と高等教育の修学支援新制度の両方で入学料減免を申請する必要があります。

申請しても不承認となることがありますので、入学料納入の準備は事前に行っておいてください

4 申請方法

申請書類の提出

入学手続期間に入学手続書類とともに郵送してください。入学手続期間が過ぎている場合は、要項1ページ「2 申請受付」を確認の上、ご提出ください。申請書の他に、「1 減免対象者」で該当した申請区分に応じて下表のとおり書類の提出が必要です。

申請には、生計を一にする世帯全員分の家庭状況、収入状況等が確認できる書類の提出が必要です。

※「生計を一にする」とは、①住民票上同一世帯のもの、②住民票上別世帯でも扶養関係にあるものをいう。

※申請者区分の○印は各区分の全員が提出、△印は各区分の該当するものを提出

提出書類	備考	申請区分 (1 減免対象者の番号)		
		ア	イ	ウ
① 入学料減免申請書	別添様式	○	○	○
② 入学料納入猶予申請書	別添様式	○	○	○
③ 罹災証明書※1	市区町村等発行	○		△
④ 被災証明書	市区町村等発行			△
⑤ 死亡診断書・行方不明者届等	学資負担者死亡・行方不明の場合		○	
⑥ 住民票 ※ 世帯全員が記載されているもの ※ 続柄が省略されていないもの	本人を含めた世帯全員分	○	○	○
⑦ 健康保険被保険者証(写)	本人を含めた世帯全員分		○	○
⑧ 収入に関する証明書	別表1の該当する証明書類		○	○
⑨ 特別控除関係	別表2の該当する証明書類		△	△

※1 罹災証明書が提出できない場合

申請時に罹災証明書の提出が困難な場合は、「令和6年能登半島地震による事情書」(別添様式)を代わりに提出してください。入学料減免審査は罹災証明書が提出された時点で行います。

※別表1 収入に関する証明書 --- 生計を一にする世帯全員（就学者を除く）分を提出

区 分		証 明 書 類	発行元等
給与所得者	R4.1.1 以前から同じ勤務先・雇用形態である	令和5年度（令和4年分）所得証明書 ※収入金額、所得金額、扶養人数・内訳に関する事項が記載されているもの	市区町村
	R4.1.2 以降に就職・転職あり	年収（見込）証明書【様式1A】 ※勤務先の証明が受けられない場合は、収入に関する申立書【様式1B】及び直近6か月以上の給与明細のコピー	新勤務先
給与以外の所得者 （事業・配当・不動産・雑所得等）		令和5年度（令和4年分）所得証明書 ※収入金額、所得金額、扶養人数・内訳に関する事項が記載されているもの	市区町村
年金・恩給を受給している （老齢・障害、遺族等）		年金書類貼付用紙【様式6】 ※氏名・受給金額のわかる年金振込通知書・年金額改定通知書(写)を貼付	日本年金機構他
公的手当（児童手当等）を受給している		受給金額が記載された通知書（写）	市区町村
失業・退職	失業給付を受けている	雇用保険受給資格者証（写） ※基本手当日額・所定給付日数が確認できるもの（第1面及び第3・第4面）	ハローワーク
	失業給付を受けていない	退職証明書【様式2A】	前勤務先
	自営業等で廃業した	廃業届（写）等	税務署等
無職・無収入である （専業主婦、予備校生等）		令和5年度（令和4年分）所得証明書 ※無収入でも収入・所得「0」と記載されたものを提出	市区町村
死亡・災害により退職金・保険金等で臨時的所得を受けた場合（被災者生活再建支援金など）		被災者生活再建支援金支給通知書（写）等 支払額が確認できる書類	勤務先 保険会社等

※別表2 特別控除関係

特別な事情がある場合、証明書等を提出することにより、特別控除を受けることができます。

区 分	提 出 書 類	発行元等
母子・父子世帯	住民票等で確認しますので別途書類は必要ありません	
就学者がいる (高校、高専、大学、専修学校)	在学証明書 ※申請者本人の在学証明書は不要	各在学校
障害のある人・介護を要する人 (要介護3以上) がいる	障害者手帳(写)、介護保険被保険者証(写)等 ※障害等級・要介護区分等が確認できるもの	市区町村
長期(6か月以上)に療養を要する人がいる	長期療養に係る費用計算書【様式3】、 医師の診断書、 診察・治療費等の領収書(写)直近6か月分	医師、医療機関等
主たる家計支持者が別居している (単身赴任等)	家計支持者別居に係る費用計算書【様式4】、 別居が確認できる書類(単身赴任証明・辞令等)、 住居費・光熱水道費等の領収書(写)直近1年分	各事業者 勤務先等
申込時から過去1年以内に震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた	被害に係る損害額計算書【様式5】、 罹災(被災)証明書、 盗難届証明等損害額が確認できる書類	市区町村 消防署 警察署等

- ❖ 証明書類は、**発行後3ヶ月以内**のものを提出してください。
- ❖ 証明書類の写しはA4サイズで統一して下さい(A4用紙にコピー又は貼付)。
- ❖ 提出された書類は返却できません。必要な書類は提出前に写しをとってください。

申請しても不承認となることがありますので、入学料納入の準備は事前に行っておいてください

申請区分、世帯状況・所得状況等により必要となる書類が異なります。
不明な点がある場合は、学生課までメールでお問合せください。
件名には【能登半島地震入学料減免】と記載の上、
本文には必ず【学修番号(分かる方のみ)・名前】を明記してください。

問合せ先：東京都立大学管理部学生課 減免担当

genmen-bunnou@jmj.tmu.ac.jp